

平成 22 年 度

宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率審査意見書

宇 土 市 監 査 委 員

宇 市 監 第 58 号

平成23年 8 月 2 日

宇 土 市 長 元 松 茂 樹 様

宇土市監査委員 尾 沢 安 治 郎

宇土市監査委員 岩 本 廣 海

平成22年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成22年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

| | | |
|----------|-------|---|
| 1. 審査の期間 | | 1 |
| 2. 審査の方法 | | 1 |
| 3. 審査の結果 | | 1 |

1. 審査の期間

平成23年7月29日から8月2日まで

2. 審査の方法

資金不足比率の審査にあたっては、市長から送付された資金不足比率報告書・その他財務諸表が法令の規定に基づいて作成され、資金不足比率が正しく表示しているか否かについて、関係諸帳簿との照合を行うとともに必要に応じて関係職員の説明を求め実施した。

3. 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された資金不足比率報告書・その他財務諸表は、いずれも関係法令に準拠して作成処理されており、計数的にも関係諸帳簿を照合した結果正確であり、資金不足比率は適正に作成しているものと認めた。21年度同様、経営健全化基準を下回っており、今後も引き続き、健全経営に努められるよう要望する。

| | 22年度 | 21年度 | ()内は21年度数値 早期健全化基準 |
|--------|------|------|------------------------|
| 資金不足比率 | — % | — % | 20.0 (20.0) % |

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(3) 資金不足比率の算定方法については、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金の不足額：(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の財源に充てるために起こした地方債の現在高)－解消可能資金不足額
- ・事業の規模：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

(算式)
単位：千円 $\frac{(0 + 0 + 0) - 0}{2,831 - 0} \times 100 = \text{—}$